

○鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例

昭和60年10月11日

条例第42号

改正 平成6年3月31日条例第5号
平成7年10月11日条例第41号
平成8年3月27日条例第15号
平成10年3月27日条例第7号
平成13年3月27日条例第10号
平成16年3月26日条例第14号
平成16年12月24日条例第71号
平成17年3月29日条例第27号
平成24年3月27日条例第26号
令和2年3月27日条例第30号

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を県内（鹿児島市の区域を除く。以下同じ。）で営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）が当該登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営むため、当該登録の有効期間の満了の日までに新たな登録の申請をした場合において、当該満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後も登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、新たな登録がなされたときは、その有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者という。以下同じ。)の氏名
- (4) 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域(以下「営業区域」という。)の名称
- (5) 第10条第2項に規定する浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日並びにその者の中から営業区域ごとに選任した業務責任者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
- (2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施等)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、その登録をした浄化槽保守点検業者に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- (8) 第2条第2項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者で第10条第8項に規定する要件を欠くもの

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第6条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、当該営業区域に関し知事の変更の登録を受けなければならない。

2 第3条(第1項第3号及び第2項第1号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による変更の登録について準用する。この場合において、第4条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更の登録に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「営業区域」とあるのは「新たに設ける営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更(営業区域の新設によるものを除く。)があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人

- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
 - (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員
- (登録の抹消)

第9条 知事は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。ただし、県内の区域に隣接する区域に営業所を有している場合で、知事が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置き、その者の中から、営業区域ごとに業務責任者を選任しなければならない。この場合において、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があると知事が認めるときを除き、複数の営業区域を業務責任者に兼任させることはできない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受ける義務を周知させるように努めなければならない。

8 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

9 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯しなければならない。

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項の登録又は第6条第1項の変更の登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第6条第1項の変更の登録を受けずに新たな営業区域を設けたとき。
- (4) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状が特に重いとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 知事は、第1項の規定により処分をしたときは、その理由を示して、直ちにその旨を当事者及びその営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しな

ればならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 33,600円

(2) 第4条第3項の規定により謄本の交付を受けようとする者 1通につき400円

(3) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 25,000円

2 既に納付された手数料は、返還しない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第6条第1項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第6条第1項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかつた者

(2) 第10条第5項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月を経過する日までの間は、第2条第1項の登録を受けないで、引き続き当該浄化槽保守点検業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間も、同様とする。

附 則（平成6年3月31日条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 から11まで (省略)

附 則（平成8年3月27日条例第15号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の登録に係る有効期間について適用し、同日前の登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第71号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第27号）

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成17年4月1日）

附 則（平成24年3月27日条例第26号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第30号）

この条例中第10条第8項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。